平成２３年（フ）第９８１号
東京都狛江市駒井町１丁目36番21号
債務者　石田　茂雄
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月16日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１０９９号
東京都東久留米市新川町１丁目８番17号
債務者　大岡　敬子（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月16日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第５７５号
静岡市駿河区豊原町10番28号
債務者　池田　将道
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月９日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第８０号
熊本県八代市北原町673番地
債務者　坂口　幸江
1　決定年月日時　平成23年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月16日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２３年（フ）第１０５４号
東京都狛江市東和泉１丁目13番８―301号
債務者　柴田　由香
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月17日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１０６６号
東京都三鷹市下連雀６丁目２番16―310号
債務者　小野　拓朗
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月17日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１１４０号
東京都町田市本町田3486番地藤の台団地１―10―401
債務者　近藤　碩志
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月17日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１１７０号
東京都狛江市東和泉２丁目１番４号シャペル狛江203
債務者　久保田早苗（旧姓松坂）
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月17日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２１９５号
横浜市緑区上山３丁目６番２号
債務者　岡野　能久
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２２３９号
神奈川県綾瀬市蓼川１丁目７番17号　チェリーフォレスト104
債務者　阪本　祐樹（旧姓増田）
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２２７４号
横浜市中区本牧和田34番１―502号
債務者　池田ヨシ子
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２３４９号
横浜市南区六ツ川２丁目32番地　イマーブル53―202
債務者　千葉喜代子（旧姓斎藤）
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５５２号
静岡市清水区小河内4036番地の３
債務者　堀池　見奈
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月11日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３４３号
川崎市高津区子母口758番地　白樺ハイツ202、前住所川崎市高津区蟹ケ谷３番地７蟹ヶ谷槍ヶ崎住宅３―308
債務者　松井喜美子
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月22日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第５６９号
川崎市宮前区有馬６丁目14番２号　エメラルドハイツ101
債務者　高倉　　修
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月22日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第５９３号
川崎市多摩区長尾２丁目１番７号　コーポフルール202号
債務者　武田　　智
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月22日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係